

# 一般社団法人沖縄県里親会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人沖縄県里親会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、沖縄県において、児童福祉法に基づく里親制度の発展を図る事業を行い、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 里親制度の普及及び啓発
- (2) 会員相互の連絡調整及び資質向上
- (3) 関係する機関及び団体との連絡調整
- (4) そのほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 沖縄県に在住する登録里親であって、この法人に賛同して入会したもの。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする個人又は団体は、理事会において別に定めると入会申込書をこの法人に提出して、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の活動に経常的に生じた費用に充てるために、会員になった時及び毎年会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することが

できる。この場合においては、当該会員に対し、当該総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 里親登録した会員が登録を解かれたとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 成年後見関連法における後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について、決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 長期の借入
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項の及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、会長は、遅滞なく、第 1 項の総会を収集しなければならない。

4 総会を招集するには、会長は、総会の日時及び場所その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日々の1週間（第19条第1項に規定する書面による議決権の行使をすることが出来る。場合によっては2週間）前までに、正会員に対してその通知を発しななければならない。

（議長）

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

（議決権）

第17条 総会における議決権は、正会員一世帯につき1票とする。

（決議）

第18条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理人又は書面による議決権の行使）

第19条 正会員は、法令で定めるところにより、代理人又は書面によって、総会における議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、正会員でなければならない。

3 第1項の代理人又は書面によって議決権を行使した正会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した正会員の数及びその議決権の数に算入する。

（議事録）

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該総会の議長ほか、当該総会において正会員の中から選出された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

## 第5章 役員

（役員の設定）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員並びに賛助会員、学識経験者及び関係機関団体より構成し、選任にあたっては別で定めた方法で推挙を行う。

2 1項で定めた推挙人は総会で承認を得る。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(会長の職務)

第24条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(副会長の職務)

第25条 副会長は、会長の事あるとき、あらかじめ理事会で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(会長及び副会長の義務)

第26条 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、監事は遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 前項の規定する場合において、必要があると認めるときは、監事は、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了とする。事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事および監事には、その職務を行なうために要する費用を旅費規定に基づいて支払を行うことができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選任及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会開催の事由を示し、理事会の招集の請求をすることができる。

3 第27条第4項又は前項の請求があったときは、会長は、遅滞なく、理事会の招集の通知を発しなければならない。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

5 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって、1週間前までに、各理事及び監事に対して、その通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長の指名により他の理事が行うことができる。

(決議)

第35条 理事会は理事の過半数をもって成立する。

2 理事会の決議は、出席する理事の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

4 決議については、特別の利害関係を有する理事を除くことができる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会の議長、出席した監事のほか、当該理事会において理事の中から選出された議事録署名人2名が、記名押印する。

## 第7章 委員会

第37条 この法人に次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 行事委員会
- (3) 文書委員会

第38条 必要に応じて特別委員会を持つことができる。

第39条 委員会活動の詳細は別項目で示す。

## 第8章 支 部

(設置)

第40条 この法人には必要に応じ、支部を設置することができる。

2 設置された支部には次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 1人
- (3) 書記(会計) 1人

3 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム=FH)連絡会議は支部と位置づける。

4 各支部は、本会目的のための活動を行う。

5 各支部の活動費は、本会の予算の範囲内で交付する。

## 第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第41条 この法人の資産の管理については、理事会において別に定めるところによる。

(長期の借入)

第42条 この法人が資金の借入れ(当該事業年度において償還するものを除く。)をするには、総会の決議によらなければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 その他の役員並びに事務局

（賛助会会長及び顧問、相談役）

第47条 業務の円滑な執行のために、この法人に、任意の機関として、賛助会会長、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 賛助会会長、顧問及び相談役の選任又は解任は、理事会の決議によって行い、その任期は理事会の定めるところによる。

3 賛助会会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて参考意見を述べ、又は会長に助言する。

4 賛助会会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

（事務局）

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 前3項のほか、事務局の運営については、理事会において別に定めるところによる。

第49条 事務局員の待遇については別項に定める。

## 第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第51条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補 則

(委任)

第54条 法令又はこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定める。

附 則

1 略

2 略

3 略

4 この定款の変更は、臨時社員総会の承認のあった日(平成28年10月1日)から施行する。